

(その1)

収 支 報 告 書

令和 4 年分

(年 月 日開催分)

(ふりがな) りっけんみんしゅとうふくしまけんたいよんくそうしぶ
 1. 政治団体の名称 立憲民主党福島県第4区総支部
 2. 主たる事務所の所在地 福島県いわき市平馬目字作ノ内148-1

3. 代表者の氏名 金子恵美

4. 会計責任者の氏名 坂本 稔

(事務担当者の氏名)

古市三久

(電話)

080-5556-1139

(收受欄)



資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類	(現・候)
資金管理団体の届出をした者の氏名	

資金管理団体の指定の期間	
令和 <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日から	令和 <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日まで

(選管使用欄)

団体番号	審査記録	入力
5561	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> その他の政治団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	<u>金子恵美</u>
公職の種類	<u>衆議院議員 (現・候)</u>

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日から	令和 <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日まで

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	1,326,310
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	1,326,310
支 出 総 額	818,151
翌年への繰越額	508,159

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費		
金 額		51,000
員 数		51
(2) 寄 附		
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附	0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	0	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	0	
(寄附のうちあっせんによるもの)	0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	
合 計 (ア+イ)	0	

注1) 同一の者からの寄附(イに該当するものを除く。)で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては(その7)の内訳欄に、その寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに金額及び年月日を記載しなければなりません。なお、租税特別措置法第41条の18の適用を受けようとする場合は、その金額にかかわらず同じく内訳欄の記載が必要です。以上に該当しないものは、(その7)の「その他の寄附」欄にまとめて記載してください。

注2) イに該当する寄附について(その9)に同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに年月日及び場所を記載してください。

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

項 目		金 額	備 考
1 経 常 経 費		十億 百万 千 円 365,500	
(1) 人 件 費			
(2) 光 熱 水 費		60,000	.
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費		11,535	.
(4) 事 務 所 費		205,510	.
小 計		642,545	.
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費		104,674	.
(2) 選 挙 関 係 費		15,400	.
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 費			
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費		0	
イ 宣 伝 事 業 費		55,532	.
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費		0	
エ その 他 の 事 業 費		0	
小 計 ((3)ア~エ)		55,532	.
(4) 調 査 研 究 費		0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金		0	
(6) そ の 他 の 経 費		0	
小 計		175,606	.
合 計		818,151	.

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(その20)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ① 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- ③ 政治資金規正法監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年 6 月 2 / 日

政治団体の名称

立憲民主党福島県第4区総支部

会計責任者の氏名

坂本 稔



代表者の氏名 (解散団体のみ)

(印)

政治資金監査報告書

令和5年6月14日

立憲民主党福島県第4区総支部

代表 金子 恵美 殿

登録政治資金監査人 鈴木 盛正

登録番号 第2552号

研修終了年月日 平成21年6月5日

1. 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、立憲民主党福島県第4区総支部の令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、立憲民主党福島県第4区総支部の主たる事務所において行った。

2. 監査の結果

私を実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書が保存されていた。

なお、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

3. 業務制限

立憲民主党福島県第4区総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、立憲民主党福島県第4区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上